省　令

○総務省令第十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の十五第二項の表六の項の改正規定中「修了した」を削り」を「国家試験」を「法第四十一条第二項第一号の国家試験」に、「無線従事者の養成課程」を「養成課程」に」に改め、「の主たる実施の場所（その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。」を削り、「を修了した者の住所、同項第三号」を「七の項において同じ。）、同条第二項第三号の無線通信に関する科目を修めて卒業した同号」に、「法第四十一条第二項第四号」を「において無線通信に関する科目を修めて卒業した者の住所又は法第四十一条第二項第四号の資格、業務経歴等により免許を受けようとする者の住所」に、「同項第四号」を「の所在地又は修了した従事者規則第三十三条に規定する認定講習課程の主たる実施の場所。ただし、申請者の住所とすることを妨げない。」に改め、同表七の項の改正規定を削る。

附　則

この省令は公布の日から施行する。

○防衛省令第二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条の規定に基づき、方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「第一師団司令部、第四師団司令部」を削り、「、第十師団司令部、第五旅団司令部及び第十二旅団司令部」を「及び第十師団司令部」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年三月二十六日から施行する。

○防衛省令第三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十条の十一の規定に基づき、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則の一部を改正する省令

航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二課」を「四課」に、「人事課」を「人事課　会計課　厚生課」に改める。

第四条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十条及び第十一条を削り、第九条を第十一条とし、第六条から第八条までを二条ずつ繰り下げる。

第五条中第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とし、同条の次に次の二条を加える。

（会計課）

第六条　会計課においては、経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事務をつかさどる。

（厚生課）

第七条　厚生課においては、次の事務をつかさどる。

一　隊員の恩給、退職手当及び災害補償に関すること。

二　隊員の福利厚生に関すること。

三　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金（以下「若年定年退職者給付金」という。）に関すること。

第二十九条の三第一号及び第二号中「航空救難関係」を削り、同条第三号中「航空救難及び」を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年三月二十六日から施行する。